

令和 5 年 4 月 28 日

令和 4 年度 特別の教育課程の実施状況等について

長野県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
諏訪市立城南小学校（外 7 校）	諏訪市教育委員会	公立

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の 公表ウェブサイト名・URL 等	学校関係者評価結果の 公表ウェブサイト名・URL 等
諏訪市立城南小学校 （外 7 校）	http://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/27/55851.html	http://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/27/55851.html

※結果公表に関する情報について、ウェブ上で公開している場合は公開しているウェブページの URL、ファイル名等を記入すること。ウェブ以外で公開している場合は、公開している情報を閲覧できる場所・方法を適宜記入すること。

※必要に応じて行を追加すること。

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

- ・「相手意識に立つものづくり科」を特設し、ものづくりを通して、子どもたちが相手（使う人）への思いを基に、道具の使い方を学び、豊かで多面的発想や工夫・知識を活用する力を身に付けることをねらいとした教科として実施する。
- ・「地域の特性を活かしたものづくり学習」「豊かな心情を育てるものづくり学習」「自己の将来を考えさせるものづくり学習」を基本方針とし、地域の企業・人材との連携を図りものづくりや働くことの意義やおもしろさを理解し、将来、社会で生かすことのできる内容を身に付けることなど、当市におけるキャリア教育の中核的な学習の場でもある。
- ・小学校第 1～6 学年及び中学校第 1～3 学年において新教科「相手意識に立つものづくり科」を新設する。
- ・小学校第 1 及び 2 学年は生活科を 15 時間、図画工作を 10 時間削減して新教科に 25 時間を充てる。
- ・小学校第 3～6 学年は図画工作を 10 時間、総合的な学習の時間を 15 時間削減して新教科に 25 時間を充てる。
- ・中学校第 1～3 学年は技術・家庭を 8 時間、美術を 5 時間、総合的な学習の時間を 12 時間削減して新教科に 25 時間を充てる。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

諏訪市は、多くのものづくり企業が集積する日本でも特異な地域である。その地域の特性や要望を受けて、市内全小中学校で平成17年度から、生活、図工、美術、技術・家庭や総合的な学習の時間などの授業の中で、発展的な題材で「相手意識に立つものづくり学習」を実施してきた。その実績やノウハウを生かして更に教育効果を高めていくために、平成19年11月には構造改革特別区域の認定を受け、地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して、積極的にものづくり教育を推進してきている。平成21年には、教育課程特例校としての認定を受け今日に至っている。今後も「相手意識に立つものづくり学習」を積極的に体験させ、小さい時からこの考え方を確実に身につけ、地域の要望に応えて次の世代を担う若い人材を育成するとともに、他者を思いやることのできる豊かな心情を育成するためにも、特別の教育課程を編成して、発達段階に応じた一貫したカリキュラム化と授業時間の確保が必要である。

(3) 特例の適用開始日

平成21年4月1日

平成31年4月1日 変更

令和 3年4月1日 変更

(4) 取組の期間

令和5年3月31日まで

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ☒ 計画通り実施できている
- ☐ 一部、計画通り実施できていない
- ☐ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

- ・地域の特性（ひと・もの・こと）を指導に活かすとの基本方針を大事に、地元の人材や地元企業との連携を持ち、地域素材を活用した学習活動を展開してきている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ☒ 実施している
- ☐ 実施していない

＜特記事項＞

- ・年度当初に、保護者や市民を対象とした「学校づくり発表会」を実施し、その中で各校の「ものづくり教育及びキャリア教育」への取り組みについても公表し、年度末には「ものづくり教育実践発表会」を実施し、成果と課題について報告の機会を設けてきている。また、各校では、参観日等の学校開放日にあわせてものづくり校内作品展を実施し、地域の方や保護者に公開してきている。
- ・令和5年度より当市が設置するすべての学校で小中一貫教育が開始され、「相手意識に立つものづくり科」は、小中一貫教育制度における教育課程として実施する。そのため、令和4年度末をもって、教育課程特例校実施要項（平成20年10月16日文科科学大臣決定）に基づく教育課程特例校の指定が廃止となる。

4. 実施の効果及び課題

（1）特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

○該当する市内小中学校の児童生徒を対象とした意識調査や関連事業への取り組み等から、ものづくり学習を通して以下のような成果が見られる。

- ・学習のパターンやプロセスが身についてきていて、その中で相手に心を寄せて「想いを形に表す」という育ちが顕著で、定着してきている。
- ・「相手意識に立つ」ことを生かした学習の展開（「誰に」「どんなもの」を具体的にすること）が良く為されることで、他者への思いやりの気持ちや人とのコミュニケーションの力が付いてきているとともに、基本的な技能の習得や道具の使い方の学習、相手を決めて自らの構想で取り組む学習に浸っている。
- ・学習の積み重ねにより作品の質の向上、アイデアの多様性などが顕著に見られる。特に中学生の作品は実用性やアイデアに優れ、丁寧ですばらしい作品ができるようになってきた。また、使う相手のために安全性や使いやすさ等、相手の立場に立った作品作りを進めるようになってきている。
- ・他教科、領域等と関連した活動を進めることにより、相手に寄せる想いや製作の必要性、必然性を持つことにより、学びに広がりや深まりが見られるようになってきている。

○以下は、今後も改善を重ねていく必要のある点である。

- ・相手意識に立つという概念は大変深い。子どもたちの気持ちの中でかなり育ってきているが、本当の意味での他者への思いやりをどう育てるか、また相手と自分の関係についてどう学ばせていくのかなど、実態から見てまだまだ追求していかなければならない。
- ・人事異動等により、他の郡市から異動してきた職員と従前から取り組んできた職員との間に意識面で温度差がみられる。

（2）学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

- ・多様性社会の次代を担う児童生徒にとって、「相手意識に立つものづくり学習」では、地域産業への興味や関心を深め、地域のものづくり人材やOBによる授業支援や交流、地域の企業でのものづくり体験など、幅広い地域社会との交流・奉仕・体験などを焦点的に実践したり、自

ら使い手や買い手の立場に立ったものづくりをしたりしてきている。こうした学びにより、製作することや働くことの楽しさや難しさ、重要性などを深く認識してきている。児童生徒の進路や勤労に対する意識を高めることだけでなく、日常生活におけるキャリアアップに資してきている。

5. 課題の改善のための取組の方向性

- ・ 基本的な理念等の理解を深める研修を重ね、指導に当たる教職員の一層の資質向上を図る。
- ・ 教育活動全般において、「相手意識」をキーワードに自己の言動について振り返る時間を設ける。また、教育活動全般との関連を持たせることにより、必要感を持った「相手意識に立つものづくり科」の製作活動が行われるよう計画を進める。
- ・ 小中から高校、大学と続くものづくり教育を含めたキャリア教育のプラットフォーム作りを関係機関と連携しながら進め、より実効性のあるものとしていく。